

# よなごの国保

## 国民健康保険料の料率等についてお知らせします

令和3年度の国民健康保険の保険料率は、令和2年度と同じで下記のとおりです。

### 国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額(医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 43万円控除した額の】	7.95%	2.55%	2.44%
均等割額 【被保険者1人につき】	26,000円	8,800円	10,500円
平等割額 【1世帯につき】	25,500円	8,300円	5,600円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

○<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途中に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

### 国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費等)  
23-5122 (保険証、後期高齢者医療等)  
23-5407 (人間ドック等)

23-5124 (納付相談等)  
23-5129 (口座振替等)

令和3年5月1日

## 国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] 以下の世帯
5割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] + [28万5千円×被保険者数] 以下の世帯
2割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] + [52万円×被保険者数] 以下の世帯

※「被保険者等の数」 ..... 被保険者と特定同一世帯所属者の数の合計数

※「給与所得者等の数」 ..... 一定の給与所得者と公的年金所得者の数の合計数

※「特定同一世帯所属者数」 ..... 国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる者の数

※65歳以上の方で、公的年金所得があるかたの場合は、15万円を控除したものが軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

○旧被扶養者の減免措置について

被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者となっていた方が国民健康保険に加入する場合に減免措置があります。

詳しくは保険課までお尋ねください。

## 国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、届出が必要です。国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできません。速やかにご自身で、保険課（本庁舎1階）または淀江支所地域生活課の窓口で手続きをしてください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職して職場の健康保険を脱退したとき</li><li>・健康保険の被扶養者から外れたときなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職して職場の健康保険に加入したとき</li><li>・健康保険の被扶養者になったときなど</li></ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険の資格喪失証明書</li><li>・本人確認書類（運転免許証等）</li><li>・個人番号カードまたは通知カード</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場で交付された健康保険証</li><li>・国民健康保険証</li><li>・本人確認書類（運転免許証など）</li><li>・個人番号カードまたは通知カード</li></ul>

※国民健康保険加入の届出が遅れた場合には、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。

また、職場の健康保険に加入していても国民健康保険からの脱退手続きをされない限り、国民健康保険料は、賦課されます。

## 後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

令和3年度の後期高齢者医療保険の保険料率は、令和2年度と同じで下記のとおりです。

### 後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額 (前年中の総所得金額等基礎控除額43万円)×8.07%	均等割額 + 1人当たりの額 <b>42,480円</b>	年間の保険料 = 100円未満は切り捨てます。 (賦課限度額64万円)
-------------------------------------	-------------------------------------	---

○年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

## 後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

### ① 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

令和3年度の 軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] 以下の世帯	12,744円
5割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] + [28万5千円×世帯の被保険者数] 以下の世帯	21,240円
2割軽減	43万円 + [10万円×(給与所得者等の数-1)] + [52万円×世帯の被保険者数] 以下の世帯	33,984円

※65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

### ② 被扶養者であった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

## 健康推進室からのお知らせ

健康推進室では米子市国保被保険者の方の健康づくりに役立てていただこうと2つの講演会を開催いたします。(新型コロナウィルス感染症の感染拡大を未然に防ぐため、中止となる場合があります。その際はホームページでお知らせします。)

### 【健康がい～な講演会】

特定健診にあたり、ご自身の健康を考えていただく機会として開催いたします。

開催日(予定) 令和3年8月20日(金) 午後1時30分～3時

場 所 米子市立図書館 多目的研修室

講 師 鳥取大学医学部 地域医療学講座

李 瑛(り よん) 氏

テーマ 「マスクとワクチンだけで大丈夫?

100歳時代に知っておきたい健康の知恵」

### 【そらまめ腎臓くん講演会】

特定健康診査あるいは米子市国保人間ドックの結果から、腎臓のはたらきの低下が予測される方に、これから健康習慣の秘訣を学んでいただく講演会です。(参加者にはお薬手帳に貼っていただく参加者シールをお渡します。)毎年3月に開催します。



昨年度の健康がい～な講演会のテーマと講師



昨年度のそらまめ腎臓くん講演会の様子

### 令和3年4月1日から 金融機関での納付書の取扱いが変わりました

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納入通知書に記載されている納期限を過ぎて一定期間が経過しますと、金融機関窓口では取扱いができなくなりました。

(ゆうちょ銀行・郵便局窓口については納期限までの取扱いになります。)

その場合は督促状でのお支払いをお願いします。